

第53号議案

府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市立府中駅北自転車駐車場の使用料に係る無料時間を設定するほか、所要の改正を行うものであります。

府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

府中市立自転車駐車場条例（平成3年3月府中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条第3号中「入場から出場までの時間」を「駐車時間」に改め、「当該入場から」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第3号に規定する使用期間について特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第8条、第9条及び第16条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1の1府中市立府中駅北自転車駐車場の表中

「

一時使用	100円
------	------

」

を

「

時間使用	24時間までごとにつき100円
------	-----------------

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は、無料とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条及び第7条第3号の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第8条、第9条及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。